

「米国化学品規制の揺らぎとどう向き合うか ～規制の不確実性と企業の実務対応～」

エンバイロメント・ジャパン株式会社(EJKK)
玉虫完次 (Kanji Tamamushi, Ph.D.)

お願い

- 本日のセミナー内容および資料は情報提供を目的に作成したものです。
- 講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。
- 本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。
- また、万一不利益を被る事態が生じましても講師は責任を負うことができないことをご了承ください。

講師紹介 エンバイロメント・ジャパン株式会社 (EJKK) Environment Japan K.K.

玉虫完次

Kanji Tamamushi, Ph.D.
エンバイロメント・ジャパン (EJKK)

代表

海外化学物質規制・環境法規制対応エキスパート



【経歴】

米国バンダービルト大学大学院で化学を専攻。フタル酸エステルや農薬などの分析および地下水汚染・土壌汚染浄化方法の研究でPh.D.を取得。

ケミカルアブストラクツサービス (CAS、米国化学学会)、米国松下電器、P&G (F.E.)、米系大手環境コンサルティング会社を経て、2010年に東京にエンバイロメント・ジャパン株式会社を設立。滞米25年の業務経験を生かした、製品関連化学物質規制診断、EHS (環境・安全・衛生規制) 遵守監査、企業買収のためのM&A環境デューデリジェンス、米国TSCA新規化学物質申請および既存化学物質対策、米国FIFRA抗菌剤 (除菌剤やデバイスを含む) 申請や欧州REACH規則、RoHS指令、SCIP規則などの化学物質規制コンプライアンスなどを主たる業務分野としてコンサルティングサービスを提供。

主要著作として、『製品含有化学物質のリスク管理、情報伝達の効率化、第3節 米国の化学物質規制 (連邦法、州法) の最新動向と企業対応』 (株式会社技術情報協会、2017年)、『国内外各国におけるSDS/ラベル作成の実務 (2021年版) 第3章米国』 (株式会社情報機構、2021年) を執筆。その他多数。

<その他所属>

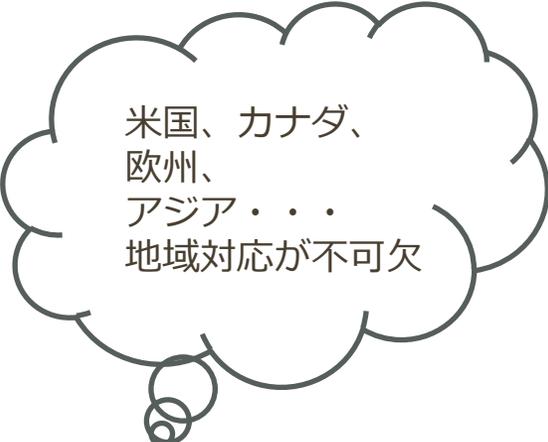
- JETRO 2025年度新輸出大国コンソーシアムパートナー
- Sphera Solutionsパートナー
 - 欧米REACH, RoHS, TSCA, Prop65規制対応電気電子機器化学物質情報伝達ツールBOMcheck、および
 - 欧州・米国を含む47カ国対応マルチ言語対応SDSソフト普及に取り組む。

■ 米国化学品規制の特徴と不確実性

- 米国の化学品規制は、連邦法と州法が存在し、化学品や成形品の流通には、連邦法と州法の両方に適合する必要がある。
- 州法については、州ごとの対応が必要になることが対応をより難しくしている。
- 連邦法が優先であるが、規制により州法が連邦法より厳しいこともある。

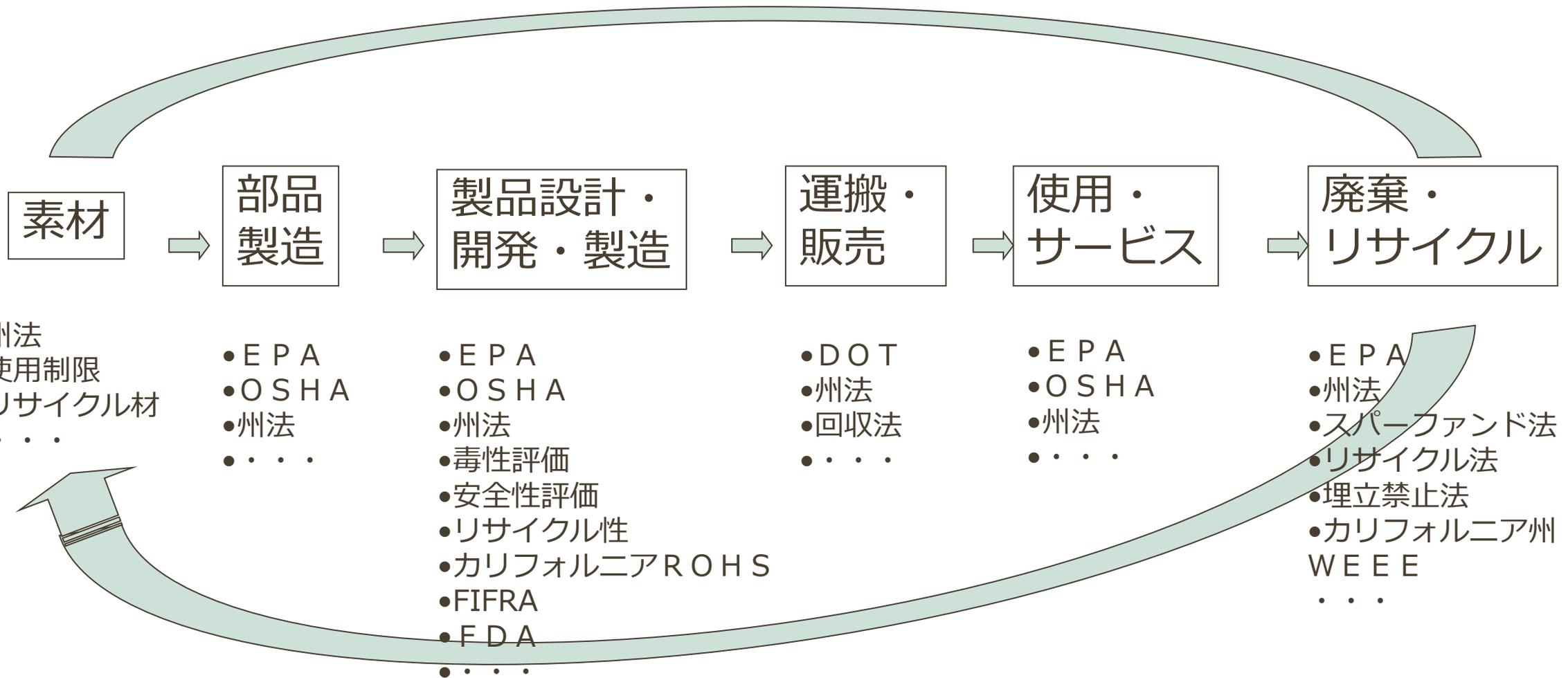
- 化学品規制はもちろんのこと、この頃は成形品に含まれる化学物質規制も厳しくなっている。

- トランプ大統領令による不確実性
 - 規制緩和の影響
 - EPA等の予算削減+人員削減、連邦プログラムの停止・廃止などの影響
 - 関税の影響
 - 80兆円の投資+利益の90%の米国還元などの影響
 - 米国進出、米国内での製造増加など・・・

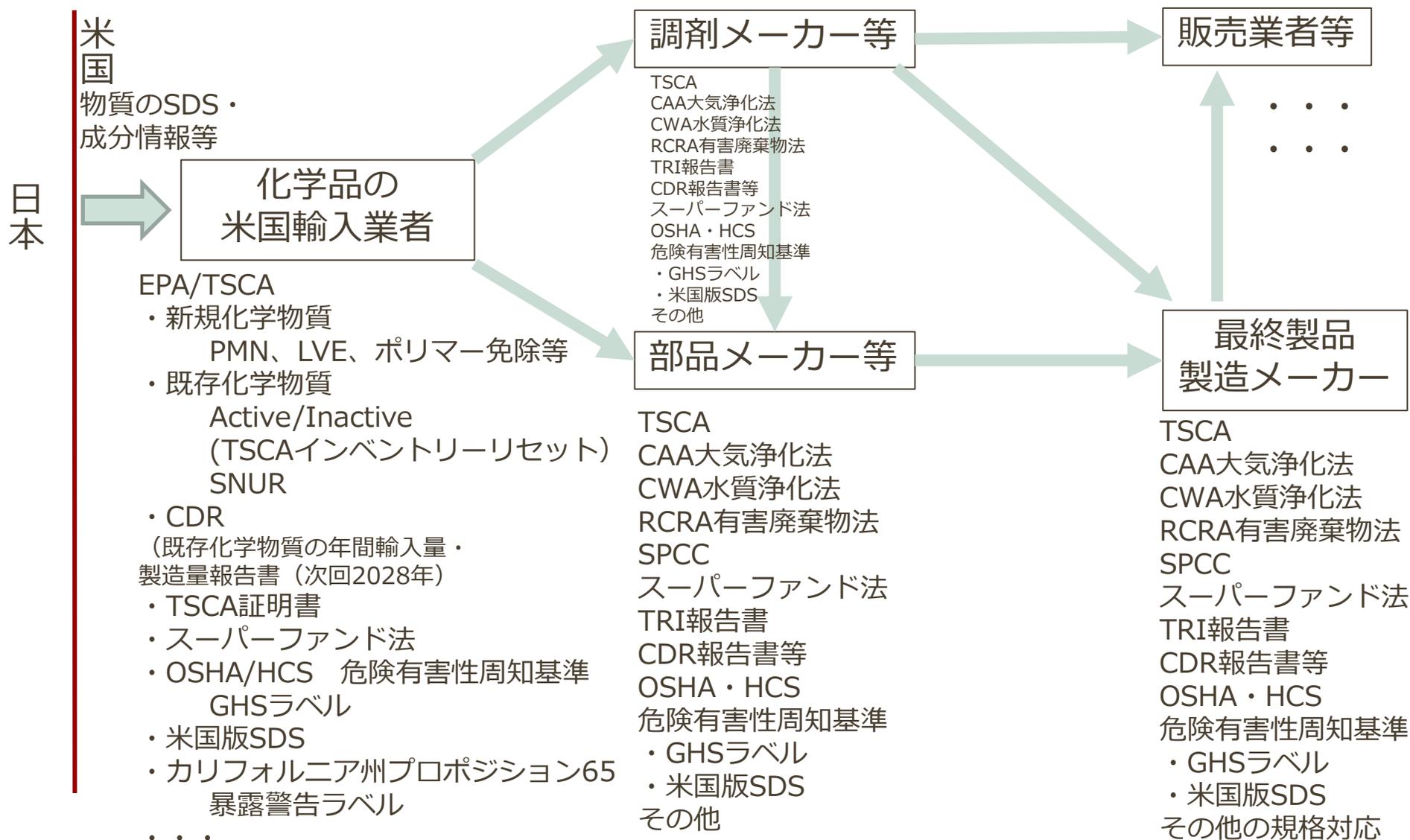


米国、カナダ、
欧州、
アジア・・・
地域対応が不可欠

ライフサイクルで法令遵守を考える



米国内化学品情報の流れと法規制



SDSが必要な主な規制（例）

化学品メーカー/輸入業者
(部品・副資材サプライヤーを含む)

顧客（米国）

TSCA TSCA証明書
CDR 米国での輸入量
PMN
LVE
その他

EPA
TSCA
SARA
EPCRA
スーパーファンド法
等

OSHA
危険有害性周知基準
SDS
ラベル
Right-to-Know等

その他の規制
RCRA
CAA
CWA等

州政府
消防署
SDS
緊急対応等

保管・
貯蔵
保管量
報告等

運輸法
DOT
ラベル
梱包等

米国での裁判が化学品規制に及ぼす主な影響

■ 規制強化の方向

- TSCAのSNUR規制の強化。PFAS報告義務などの強化
- 3M社やデュポン社のPFAS汚染訴訟での100億ドル（1兆5千億円）超の和解

■ 企業責任の拡大

- 裁判では、製造者から加工業者、流通業者、廃棄物処理業者までの責任が科されるケースが増加
- 「知らなかった」「使用していない」では免責されない。
サプライチェーン全体に責任が及ぶ。

■ 判例が制度の方向性に影響を及ぼす

- 規制値などがなくても企業を罰することができる。
- 州の裁判所での判例が厳しい州があり、企業には州ごとに対応することが求められる。

■ 訴訟リスク回避方法

- 規制対象以外の物質の自主管理が必要になる。

連邦法と州法の対応方法について

- **連邦法と州法の両方を準拠しなければならない！**
- **対応方法の一つとして**
 - 化学物質管理システムの構築
 - 事前確認システム（化学物質名、CAS番号、
 - 輸入品（化学品と成形品）管理と現地生産の規制の洗い出し
 - 化学物質のデータベース化
 - 含有、添加、使用化学物質の洗い出し
 - フォーミュラカード等の作成
 - 使用量などの管理
 - 情報提供システムの構築
 - SDS、ラベルなど
 - 最も厳しい規制の対応を念頭に置いた対策を実施
 - 例、カリフォルニア州プロポジション65の暴露警告ラベルなどは、全製品に添付。
理由は、カリフォルニア州だけでの流通は不可能であるから。

米国化学品規制 主な相違点：連邦法vs.州法

連邦法

- 全米（50州+DC）
- 全国基準の制定
- 連邦法が優先
- EPAやOSHAによる規制

注意すべき規制

- TSCA
 - PMN、SNUR、CDRなど
- OSHA
 - SDS、ラベル
- FIFRA, FDAなど

州法

- 各州
- 連邦法より厳しい規制が可能
- 州内で流通する化学品や成形品が主な規制対象
- 州ごとの規制対応

注意すべき規制

- カリフォルニア州プロポジション65の暴露警告ラベル
- メイン州、ミネソタ州などのPFAS規制

訴訟に耐える企業文化

- **米国は、「訴訟社会」と呼ばれ、企業活動において訴訟は避けて通れない。**
- **裁判所での争いよりも、和解や調停による早期可決もある。**
- **コンプライアンスと証拠管理の必要性**
 - 証拠開示制度のために、文書や記録の管理が重要である。
 - 社員教育を通して、法令遵守を確実にする。
 - 定期的な社員の教育トレーニングと外部監査の実施を推奨する。
- **米国では、訴訟は回避できるものではないので、管理するものとする。**

EPA：TSCA違反およびFIFRA違反について

■ TSCA民事罰の事例

- 最大で1日当たりの罰金は500万円X違反日数
- 違反が修復されるまで販売・流通停止・在庫の使用停止など
- 修復措置：従業員やサプライヤー教育、コンプライアンス監査など
- 違反事例：
 - スキーワックス製品の違反
 - PMNおよびTSCA証明書の不備
 - 罰金：約6千万円の罰金と1億5千万円の教育啓発活動費
 - 修復されるまで輸入禁止および米国国内での販売・流通・在庫使用の禁止

■ FIFRA民事罰の事例

- 違反の重大性により罰金が決まる。
- 製品回収およびラベル表示の修正
- 違反事例
 - FIFRA未登録のナノシルバー利用抗菌フィルター付き空調設備の輸入・販売・流通
 - 罰金約10億円
 - 違反製品の回収、ラベル表示の修正など

Consent Order（同意指令）とSNUR（重要新規利用規則）の相違点

■ Consent Order（同意指令）

- 特定の物質に対する規制
- PMNなどの提出後、EPAが「不当なリスクの懸念がある」と判断した時に同意指令がEPAとPMN提出企業間で合意される。
 - 使用条件、作業員の暴露防止、安全性試験などが要求されることがある。
- TSCA§5(e)

■ SNUR（重要新規利用規則）

- 特定の用途に対する規制
- EPAが「重要新規利用」と判断した時
 - 輸入量の制限、暴露防止などが要求されることがある。
- SNUN（重要新規利用届出）の提出が必要
- TSCA§5(a)
- CFRで開示される。

最近の注目トピックス

- **米国TSCAプログラムの2025年の予算削減による影響**
 - EPA職員の削減
 - 審査の遅れが懸念される。
 - 特に、新規化学物質審査のPMN（製造前通知）やSNUN（重要新規利用通知）の審査が遅れる。
 - リスク評価
 - バイデン政権下でのリスク評価の再検討の見直し
 - 評価方法（条件付き評価vs全体評価）の見直し
 - 規制の見直し
 - PMN、SNUR、既存化学物質の規制ルールの再検討
 - TSCA申請費用の見直し
 - 検討中

注意点：TSCA規制の改正には議会による承認が必要である。大統領令ではTSCAを改正することができない。

最近の注目トピックス

- **EPAによるPFAS報告およびSNUR、PBT5物質の動向**
- **PFAS報告規則（TSCA Section 8(a)(7)**
 - 対象物質：約1,500種類のPFAS化合物
 - 報告対象者：製造事業者、輸入業者
 - 報告内容：
 - 上記PFASの製造・加工・利用（R&D利用も含む）履歴
 - 副産物、不純物、中間体、R&D化合物も含む
 - CDXを利用して使用量、暴露情報などの情報をEPAに報告
 - 報告義務違反に罰則あり

 - 収集されたデータは、将来の規制に利用される見込みです。

最近の注目トピックス

- **PFAS: SNURとTSCAインベントリーでの「インアクティブ」指定のPFASはSNUR対象に**
- 対象は以下の構造を含むPFAS
 - $R-(CF_2)-CF(R')R''$
 - $R-CF_2OCF_2-R'$
 - $CF_3C(CF_3)R'R''$
- **SNUN（重要新規利用届出）の義務：製造・輸入・加工前に申請の必要性**
- **免除規定について**
 - 不純物、副生成物、成形品については免除規定あり

成形品免除の廃止の方向に動いている。

最近の注目トピックス

- **PBT（難分解性、生物蓄積性、毒性）物質**
- **PBT 5**
 - DecaBDE
 - Phenol, isopropylated, phosphate (3:1) (PIP(3:1))
 - PCTP
 - HCBD
 - 2,4,6-Tris(tert-butyl)phenol

動向

- **毒性評価結果により特定PFASが追加される可能性**
- **成形品免除の廃止により、SNURの適用範囲が広がる。**
- **対象化学物質の管理の厳格化（使用制限、廃棄処理など）**

最近の注目トピックス

- **カリフォルニア州プロポジション65の暴露警告ラベルの表示要件の強化**
- **2025年1月1日発効**
- **主な変更点**
 - Short Form暴露警告ラベル（簡易ラベル）に対象となる化学物質名の記載が必須
 - 移行期間は3年間： 2028年1月1日までに対応する必要がある。
 - 必須ポイント：
 - B to Cの場合：
 - 消費者が購入前に暴露警告を確認できること
 - B to Bの場合：
 - 米国危険周知基準により、対象となる化学物質が工場などの職場に入庫・入荷する前に、暴露の可能性のある作業員に該当する化学物質の教育トレーニングを行うこと
- **最近追加された物質例**
 - PFOA（発がん性および生殖毒性）、MIBK（生殖毒性）、1-Bromopropane（発がん性）、Titanium dioxide（吸入による発がん性）など
 - <https://oehha.ca.gov/proposition-65/proposition-65-list>

最近の注目トピックス

■ Proposition 65に収載されたPFAS関連物質例

- PFOA (Perfluorooctanoic acid) ・ 長鎖PFAS ・ 発がん性/生殖毒性
- PFOS (Perfluorooctane sulfonate) ・ 長鎖PFAS ・ 生殖毒性
- PFNA (Perfluorononanoic acid) ・ 長鎖PFAS ・ 生殖毒性

候補

- PFHxS (Perfluorohexane sulfonate) ・ 中鎖PFAS
- PFBS (Perfluorobutane sulfonic acid) ・ 短鎖PFAS
- HFPO-DA (GenX)* ・ フッ素代替物質

(*ヘキサフルオロプロピレンオキシド二量体酸およびそのアンモニウム塩、通称：GenX化合物)

最近の注目トピックス

- **PFASのCUU制度の動向**
 - メイン州、ミネソタ州など
- **CUU(Currently Unavoidable Use) 制度**
 - PFASの使用が現時点で回避できない用途
 - 州当局が州法により認定する制度
 - 製品用途、代替可能性などの説明が必要
 - サプライチェーン調査が不可欠
- **CONEGとの連携の可能性**
 - CONEG（北東部知事連合）は北東部の州（CT, ME, MA, NH, NY, RI, VT）間協力を推進するために設立され州知事連合。
 - 包装材に含まれる有害物質規制モデル（Model Toxics in Packaging Legislation）を策定したことで知られている。
 - メイン州はCONEGモデルを基に、PFAS含有製品の禁止（2030年）を制定。
 - ミネソタ州は、CONEG加盟州でないが、包装材でCONEGモデルを参考にした州であり、CONEGの影響を受けた規制を導入している。
- **PFAS規制において、特定の州では、CUUなどの製品登録を含む管理はCONEGが代理で実施する可能性がある。**

最近の注目トピックス

■ 州レベルでのPFAS関連の新たな法案提出

- 連邦政府の規制緩和に対抗するために、各州が独自に対応に取り組んでいる。
- なぜ、各州がPFAS規制に関心が高いか？
 - 健康リスクだけでなく、浄化にかかる経済的負担が増加している理由がある。
 - 産業排水から製品に含まれる不要なPFASの除去までを念頭に入れた規制での対応が不可欠である。
 - PFASなどの汚染をや健康被害を未然に防ぐことにシフトしている。
 - 問題が起こる前に対応できれば、大幅な費用削減にも繋がる。
 - EPAのPFASの指導力の弱体化のため、州政府がPFAS規制を強化せざるを得ない。
- PFAS規制に熱心な州（2025年）
 - メイン州、ミネソタ州、ニューヨーク州、オレゴン州、ロードアイランド州、バーモント州、バージニア州、ワシントン州

まとめと提言

- **米国の化学物質規制は、法令遵守を超えて、リスク予想ベースの戦略的な対応が求められる。**
- **TSCA改正、PFAS規制拡大、州法の独自規制、裁判や世論影響が複雑に絡み合う時代に突入。**
- **対応方法の提言**
 - 制度動向の予測
 - 連邦法や州法の動向の継続的なモニターリング
 - 情報基盤の整備
 - 製品含有化学物質の情報管理の強化
 - 法規制の対応方法についての教育トレーニング
 - リスクアセスメント体制の構築
 - SDS・ラベル・暴露対策などを統合管理するシステムの構築
 - サプライチェーンマネジメントの強化
 - サプライヤーから提供される化学物質情報を管理できるシステムの導入
 - 裁判や世論の影響分析
 - 訴訟情報や報道の分析から企業イメージや製品責任への影響を予想しする。

Q&A

お問い合わせ

- **エンバイロメント・ジャパン株式会社 代表**
玉虫完次 (Kanji Tamamushi, Ph.D.)

- エンバイロメント・ジャパン株式会社代表 海外法規制・成形品含有化学物質規制および化学品規制コンプライアンスコンサルタント
- BOMcheck (ボムチェック) マーケティングマネージャー
- Sphera Solutions スフェラソリューションズパートナー (日本語対応マルチ言語およびグローバルSDS規制準拠SDS作成ソフトの普及担当)
- JETRO 2023~2025年度新輸出大国コンソーシアムパートナー

- **〒175-0094 東京都板橋区成増2丁目6-9**
- **TEL : 090-1212-1476**
- **K.tamamushi@ejkk.co.jp**
- **<http://www.EJKK.co.jp>**
- **<http://BOMcheck.net>**

欧米の規制対方法で不明な点があれば、ご相談ください。

サービス内容

パートナーの紹介

■ Sphera (スフェラ) 社 SDSソフト普及パートナー

- 47カ国対応SDSの普及・推進
 - 日本語入力可能
 - スフェラで入力された日本語のSDSを他言語に自動翻訳しその国の規則に対応する機能あり
- SDSデータベース： 世界最大規模
- 老舗のSDS作成ベンダー
 - Sphera(現スフェラ社、旧Atrionエイトリオン社)
 - 複雑な成分配合などに強みを持つ
- <https://sphera.com/solutions/product-stewardship/chemical-management-software/>

■ Sphera (スフェラ) 社 BOMcheck (ボムチェック) マネジメント パートナー

- COCIRおよびSiemens、Philips、GE Healthcareなどの工業会メンバー企業により、2008年5月からBOMcheckの運用開始。REACH, RoHS, SCIP、プロポジション65などのコンプライアンスのため構築
- 国際的な法律・規則・標準に対応するために開発
 - 米国IPC 1752A(クラスCとD)規格準拠
 - 欧州REACH、欧州化学庁にSCIPデータを提出義務
- **2021年1月5日スタート** SVHC >0.1% 電気電子製品などが対象
- **SCIPデータ提出の80%はBOMcheckによる登録数： 約800万件**
- www.BOMcheck.net

コンサルティングサービス

米国での25年の常務経験と海外大手企業との業務提携によりグローバルなサービスを提供します。

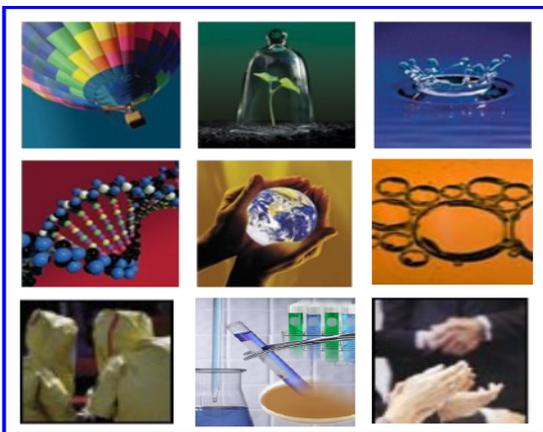
■ **米国へ化学品や成形品を輸出する時の申請書作成などの支援（例）**

- 化学品原料、接着剤、塗料、インク、溶剤、潤滑油、洗剤などの消費財、コーティング剤などの化学品を輸出する時の支援
 - 米国TSCA・PMN申請、LVE申請、SNUN申請、ポリマー免除申請、CDR申請などの申請支援
- 除菌剤や除菌製品を輸出する時のFIFRA申請支援
- FDA化粧品法（MoCRA）対応支援
- FDA食接触材（FCN）申請支援
- SDSおよびラベル
- カリフォルニア州プロポジション65
- コンプライアンス監査
- 成形品に添加されている化学品規制対応（PFASなど）
- 法規制コンプライアンスや製品設計時に知っておくべき化学物質規制などの教育訓練
- 法令違反時の対策など

■ **欧州へ化学品や成形品を輸出する時の申請書作成などの支援（例）**

- 食品接触材（FCN）、除菌剤（BPR）申請支援
- 欧米電子電気機器メーカーへのRoHS, REACH, SCIP対応サプライチェーンマネジメントツールのマネジメント
 - BOMcheckの普及推進（グローバルで約1,200メーカー、約20,000サプライヤーが使用）
 - 欧米大手電気電子メーカーに部品などに添加されている化学物質情報を伝達するための必須ツールです。

エンバイロメント・ジャパン株式会社



インターナショナル・ビジネス・コンサルタント

海外化学品規制・環境規制・製品規制

海外進出支援アドバイザー

Since 2010



❖ 化学品・製品の海外法規制コンプライアンス支援
申請書作成・代行サービス

- 米国EPA/TSCA既存化学物質対策
インベントリー・リセット、CDR報告書
PFAS報告規制等の対応
- 米国EPA/TSCA 新規化学物質申請
(PMN, LVE, SNUN等)
商業用化学物質：インク、トナー、塗料、
接着剤、溶剤、レジン、剥離剤、重合開始剤、
洗浄剤、セメント、吸着剤、セラミックス、
PFAS、ナノマテリアル等
- 米国EPA/FIFRA 申請
殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤、除菌剤等
- 米国FDA申請
食品、食品添加物、医薬品、医療機器、化粧品、
保湿剤、シャンプー、歯磨き粉等
- 米国GRAS認証（FDA食品添加物審査パネル運営）
食品添加剤など
- 米国OSHA/HCS … SDS、GHS対応ラベル
- 州法の対応支援サービス
カリフォルニア州プロポジション65暴露警告ラベ
- カナダ化学品規制対応支援等

❖ 欧州REACH規則・RoHS指令・SCIP対策

- REACH・RoHS対策（OR支援を含む）SCIP対策
- 殺生物性製品規則（BPR）対策
- BOMcheck（ボムチェック）による規制適合対策お
よび顧客への化学情報の提供

❖ 米国家令違反对応修復

- 米国EPA/TSCA・FIFRA等の違反对策
- EPAおよび弁護士との交渉
- 罰金減額対策

❖ 海外ものづくり支援

- 企業の海外進出…許認可申請
- 企業買収（M&A）時の環境デューデリジェンス
- EHS環境・安全・衛生法規制コンプライアンス監
- 現地工場での内部監査代行サービス

❖ 海外法規制適合性調査（コンプライアンス診断）

- 化学品規制適合性診断
米国化学品輸入規制、プロポジション65等
- 電子・電気機器・計測器など（部品を含む）
プロポジション65、労働安全衛生法、
機械安全（OSHA/PL）等
- 消費者製品関連規制調査
- 海外工場のコンプライアンス診断
環境・安全・衛生・化学物質・廃棄物管理

❖ 教育・トレーニング・研修・人材育成

- 海外法規制セミナー
米国EPA・OSHA規制対策
米国GHS対応SDS、ラベル対策
カリフォルニア州プロポジション65対策
カナダ化学品登録対策
欧州REACH/RoHS対策
- 海外ビジネス人材育成
- 海外環境監査トレーニングコース
内部監査人養成
環境マネジメントシステムマニュアル作成
- BOMcheck（ボムチェック）導入コース
- 海外展示会準備コース
- 社員研修
研究開発者のための海外化学物質規制研修
化学品規制を理解するための英語研修

❖ ODA開発コンサルティング

- 案件化・普及・実証調査（中小企業支援型）

❖ 海外出張支援

- 現地コンプライアンス診断
- 内部監査代行サービス（英語）
- 海外工場EHSトレーニング
- 海外運営支援（英語）



エンバイロメント・ジャパンについて

エンバイロメント・ジャパン株式会社(EJKK)は、2010年に欧米系大手環境コンサルティング会社であるエンバイロン・インターナショナル社（現ランポール社）の支援を受けて東京に設立しました。

海外化学物質規制のエキスパートであるEJKKは、ランポール社、スフェラソリューションズ社(SDGs、マルチ言語対応SDS自動作成システム、サプライチェーンマネジメントである米国IPC1752A規格対応BOMcheck)等と提携し、最高水準の専門知識を駆使するコンサルティング・サービスを提供します。

代表者略歴

- 米国化学学会ケミカル・アブストラクツ・サービス(CAS)社、日系大手電機メーカー、米系大手化学品・消費財メーカー、欧米系エンバイロン・インターナショナル社（現ランポール社）等を経て、東京にEJKKを設立
- 米国バンダービルト大学大学院 Ph.D. (化学)
- 米国ケンタッキー・ウェズリアン大学 B.S.(化学)
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）
新輸出大国エキスパート/パートナー
2016～2024年：中小企業海外進出支援業務受託

世界に広がるネットワーク



サプライチェーンマネジメント

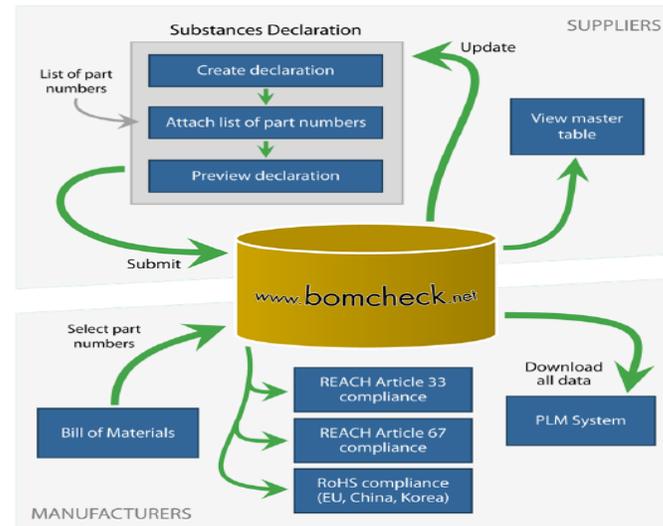
スフェラソリューションズ社が運営するBOMcheck（ボムチェック）は世界第2位の規模になりました。欧米ビジネスに必要なビジネスツールです。

BOMcheckは、欧州規制であるRoHS、REACH、電池指令などを遵守する目的で欧米大手電機電子機器メーカーおよび欧州工業会が協力して、電気・電子部品に含有する化学物質情報を共有化する目的で構築されました。（現在では、カリフォルニア州プロポジション65にも対応しています）

欧米大手電子電気機器メーカーを含む1,200社がBOMcheckを導入した結果、現在約20,000社のサプライヤーがBOMcheckを利用して化学物質情報をメーカーに提供しています。（2024年時点）

BOMcheckは、米国規格IPC1752Aサプライヤーデklarレーションに対応しています。

BOMcheckのお問い合わせはエンバイロメント・ジャパンまでご連絡下さい。



Environment Japan K.K.

Summary of Qualification
Dr. Kanji Tamamushi is a founder at Environment Japan K.K., Tokyo Japan.
He has more than 25 years' experience in environmental and chemical management programs in the USA and Japan, Asia and Europe.
He is fluent in Japanese and English.
He earned his Ph.D. in chemistry from Vanderbilt University, USA.

Expertise

- Global Regulations (import chemical & product registrations)
- Japan -EHS regulations, chemical regulations (Chemical & Substances Control Law (CSC), Poisonous Control & Deleterious & Substances Control Law (PDSC), Pollutant Release and Transfer Register Law (PRTR), Fire Service Act, GHS Label/SDS, etc.
- US: EPA: TSCA, RCRA, e-waste recycling, CAA, CWA; OSHA: GHS/SDS, HCS; California Prop. 65.
- EU: RoHS, REACH, SCIP, etc.
- BOMcheck.net Asia & Japan Marketing manager.

エンバイロメント・ジャパン株式会社

〒175-0094

東京都板橋区成増2丁目6-9

Tel: 090-1212-1476

Email: k.tamamushi@ejkk.co.jp

<http://www.EJKK.co.jp>

<https://www.bomcheck.net/en>